

日欧EPA「大枠合意」の全容情報を明らかにし、
先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書

政府は、平成29年7月、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）交渉において、主要な分野で決着した「大枠合意」に達したと発表し、TPP並みの関税撤廃・削減が行われることとなった。この「大枠合意」は、EUが得意とする加工食品（チーズなどの乳製品やスパゲティなどの小麦粉製品、ハムなどの豚肉製品やワインなど）の関税撤廃・削減が多いことが特徴とされている。

EPAの締結には、条約と同様に、各加盟国において承認手続きを行う必要があるため、発効されるまでには数年単位の時間がかかることが想定されているが、関税分野の合意内容については、一部の手続きを省略できる仕組みになっているため、「大枠合意」した内容で「暫定発効」する可能性がある。

今回の「大枠合意」に対して、関係する業界は、低価格の加工食品が多く輸入されることにより、これら輸入品は相対的に割高な国産品に置き換わり、国内で販売される商品の大半を占めることとなるため、壊滅的な影響を受けると主張しているほか、原料生産者の経営状況にも直接的な影響を及ぼす可能性が高いことを指摘している。

とりわけ、北海道の農畜産業は、原料供給型といわれており、地場を含めた食品加工業界に原料を提供し、地域経済を支えてきたが、北海道の主要な生産物である小麦や生乳などが原料として使用されないことで、価格が下落し、道内の生産者に深刻な影響が及ぶことが強く懸念される。

よって、政府においては、日欧EPA「大枠合意」の全容情報を明らかにするとともに、「暫定発効」をしないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条に規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員